

公益財団法人 馬事文化財団

個人情報管理取扱要領

(設定 平成 20 年 10 月 30 日)
改正 平成 25 年 1 月 4 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に規定するもののほか、財団における個人情報（個人情報保護法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の取扱いについて必要な事項を定めることにより、その適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において「保有個人情報」とは、財団の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、財団の役員及び職員（以下「役職員」という。）が組織的に利用するものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、財団における法人文書（公益財団法人馬事文化財団文書取扱規程第 2 条に規定する法人文書をいう。）に記録されているものに限る。

第 2 章 役職員の責務

(責務)

第 3 条 役職員は、保有個人情報の適正な利用及び管理を行うため、個人情報保護法の趣旨を理解するとともに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないこと。
- (2) 新たに個人情報を取得しようとする場合は、原則としてあらかじめ本人に対して利用の目的を明示すること。
- (3) 前号に規定する利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しないこと。
- (4) 保有個人情報の利用は、あらかじめその利用を許可されている場合であつて業務上必要と認められるときに限るものとし、その内容をみだりに他人に知らせ、又は特定された利用の目的以外に利用しないこと。
- (5) 保有個人情報を厳重に管理するとともに、許可なく財団以外の者に提供し、又はその取扱いに係る業務の委託をしないこと。
- (6) 保有個人情報がその利用を許可されていない第三者に閲覧されることのないよう、必要な措置をとること。

- (7) 保有個人情報の適正な管理について、必要な知識の習得及び理解に努めること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第5条及び第6条に定める総括保護管理者及び保護管理者の指示に従い、保有個人情報の適正な管理に努めること。
(委託に際しての契約事項)

第4条 役職員は、保有個人情報の取扱いに係る業務を財団以外の者に委託する場合は、当該業務を受託した者との契約において、別に定める保有個人情報の適正な管理に関し遵守すべき事項を明確にしなければならない。

第3章 管理体制

(総括保護管理者)

第5条 財団に、総括保護管理者を置き、事務局長をもってこれに充てる。

2 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に関する事務を総括し、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報の保護に関する事務の指導及び監督に関すること。
- (2) 第8条第4項に規定する理事長の指示の実施に関すること。
- (3) 保有個人情報に係る教育及び研修に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の適正な管理を行うために必要な事務に関すること。

(保護管理者)

第6条 各部署に保護管理者を置き、当該部の長をもってこれに充てる。

2 保護管理者は、当該部における保有個人情報を適切に管理する任に当たり、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報の保管及び管理に関すること。
- (2) 保有個人情報の利用の制限に関すること。
- (3) 保有個人情報の役職員以外の者への提供に関すること。
- (4) 保有個人情報の取扱いに係る業務の委託の実施に関すること。
- (5) 保有個人情報の複製、送信等についての許可に関すること。
- (6) 保有個人情報の訂正の実施に関すること。
- (7) 保有個人情報の消去又は廃棄に関すること。
- (8) 保有個人情報に係る教育又は研修の実施に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の保護に係る事項であって総括保護管理者の指示する事務の実施に関すること。

(情報管理係)

第7条 前条各号に掲げる事務について保護管理者を補佐するものとして、情報管理係を置く。

2 情報管理係は、保護管理者の指名する者をもってこれに充てる。

(緊急時の対応)

第8条 役職員は、保有個人情報の漏えいその他の個人情報の適正な管理を行ううえで問題となる事案が発生したとき又は発生する可能性が高いと認められるときは、直ちにその旨を保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、前項の報告を受けたときは必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、発生した経緯、被害の状況その他必要な事項を調査し、速やかに総括保護管理者に報告しなければならない。
- 3 総括保護管理者は、前項の報告を受けたときは、当該報告の内容を速やかに理事長に報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の報告に基づく理事長の指示を受け、事案の発生した原因を分析し再発防止のための必要な措置を講ずるとともに、事案の内容及び当該事案が与えた影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表並びに当該事案に係る本人（当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。）への対応等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。